

# 第 1 1 次八潮市交通安全計画

～誰もが安全で安心して暮らせるまち～

(令和 3 年度～令和 7 年度)



八 潮 市

# 目 次

## 第1章 総論

1	交通安全計画の策定	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の期間	3
2	交通事故の状況	4
(1)	国及び埼玉県 of 交通事故状況	4
(2)	八潮市の交通事故状況	6
3	第11次八潮市交通安全計画の目標	8
(1)	事故件数	8
(2)	死者数	8
4	交通安全対策の重点	8
(1)	子どもと高齢者の交通安全対策	9
(2)	自転車の交通安全対策	9
5	計画の推進体制	10
(1)	行政機関	10
(2)	交通関係団体	10
(3)	市民等	10

## 第2章 講じようとする施策

1	人と環境にやさしい道路交通環境の整備	14
(1)	人優先の安心・安全な歩行空間の整備	14
(2)	交通安全施設等の整備	16
(3)	効果的な交通規制の促進	16
(4)	自転車利用環境の整備	17
(5)	交通需要マネジメントの促進	18
(6)	災害に備えた道路交通環境の整備	19
(7)	総合的な駐車対策の促進	19
(8)	その他の道路交通環境の整備	20
2	交通安全思想の普及徹底	22
(1)	交通安全教育の推進	22
(2)	自転車の安全利用の推進	25
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	26
(4)	交通安全団体等の主体的な活動の促進	30
3	救急・救助体制の充実	32
(1)	救急・救助体制の整備	32
(2)	応急手当の普及促進	33
4	被害者支援の促進	34
(1)	自転車損害賠償保険の普及促進	34
(2)	交通事故相談の案内	34
(3)	交通事故被害者の援護	35
	【用語解説】	36

# 第 1 章 総論

## 1 交通安全計画の策定

### (1) 計画策定の趣旨

本市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき「八潮市交通安全計画」を策定し、様々な施策、事業を実施してきました。

近年、急速な高齢化の進展に伴い交通事故死傷者数に占める高齢者の割合が高くなるとともに、高齢運転者による運転操作の誤りと思われる交通事故が社会問題となっています。その対策として、高齢運転者による運転免許の返納が進められる一方で、返納後の移動手段の確保が課題となっています。

本市では、人口 1 万人あたりの自転車の関係する交通事故死傷者数が県内市町村の中で平成 24 年から 4 年連続ワースト 1 位という状況にあったことから、「八潮市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を平成 28 年 4 月 1 日に施行し、中学生を対象としたスケアード・ストレイト教育技法<sup>※</sup>を用いた交通安全教室、自転車用ヘルメットの購入費の一部補助、自転車シミュレーター<sup>※</sup>を用いた交通安全教育など交通安全思想の普及啓発に努めているところです。

また、つくばエクスプレスの開通を契機に八潮駅周辺の都市基盤整備が進み、定住人口及び交流人口が増えるとともに人や車の流れが大きく変わ

り、信号機や規制標識の設置、路上駐車対策などの要望が増えるとともに、道路照明灯や道路反射鏡などの交通安全施設の整備が求められています。

さらに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な分野で人々の行動変容が起きたことで、交通事故の発生状況にも少なからず、影響を与えています。

このような状況の中、市内の交通事故死者数は、昭和46年の12人をピークに、その後、増減を繰り返しながら令和2年には5人にまで減少しました。

本計画は、人優先の交通安全思想を基本とし悲惨な交通事故がもたらす社会的・経済的損失を勘案しつつ、子ども、高齢者及び障がいのある人など全ての人が安全で快適に移動できるまちづくりを進めるため、埼玉県、警察、道路管理者、学校、交通関係団体及び市民等が緊密な連携を図るとともに、相互に協力して交通安全対策を推進していくことを目的に策定するものです。

## **(2) 第10次八潮市交通安全計画の成果**

第10次計画では、令和2年までに年間の人身交通事故件数を320件以下と自転車の関係する交通事故死傷者数は100人以下、交通事故死者数0人の3つの目標を設定しました。

令和2年中の人身交通事故件数は、239件で平成28年の410件から約42%減少し、目標を達成することができました。自転車の関係する交通事故死傷者数は、83件で平成28年の143件から約42%

減少し、目標を達成することができました。そして、交通事故死者数では、平成28年から平成30年は3人で、令和元年は2人、令和2年は5人となり、目標の0人を達成できた年はありませんでした。

### **(3) 計画の期間**

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとします。

また、毎年各季の交通安全運動期間に合わせて実施要綱を策定します。

## 2 交通事故の状況

### (1) 国及び埼玉県の交通事故状況

国では、交通事故による死傷者数の増加が社会問題となった昭和45年に、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法を制定しました。

その結果、昭和45年に16,765人が交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、平成14年の死者数は8,326人と半減し、平成21年の死者数は57年ぶりに5,000人を下回りました。さらに、令和2年の死者数は2,839人で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛要請等の影響が少なからず考えられるものの、初めて3,000人を下回りました。

埼玉県における交通事故の状況につきましては、国と同様の傾向を示しており、交通事故による死者数は、昭和45年には845人に達しましたが、対策を着実に進めてきた結果、令和2年の死者数は121人で昭和30年以降では最少となりました。

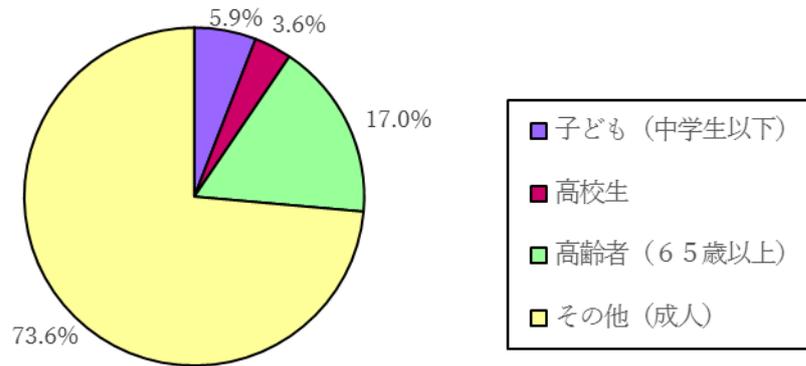
また、令和2年中の埼玉県における交通死亡事故の特徴として、原因別では前方不注視が18件、状態別では高齢者の歩行中が34人で最も多くなっています。高齢化の進展に伴い年齢別の高齢者の占める割合が47.6%と高くなるとともに、高齢者が交通事故において一番過失が重い者（第一当事者）となる割合も高くなっています。

### 埼玉県内交通事故発生件数・死者数

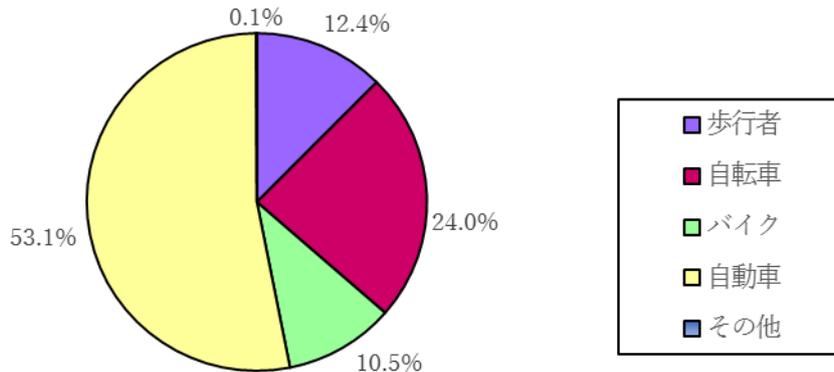
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発生件数(人身)	26,276 件	24,123 件	21,359 件	17,115 件
死者数	177 人	175 人	129 人	121 人

### 埼玉県内交通事故死傷者状況 (R2)

年齢構成別



性質別



## (2) 八潮市の交通事故状況

本市は、東京都に隣接し都心から半径15～20km圏内の位置にあり、首都高速道路や外環自動車道などの交通アクセスが充実していることから、小中規模の製造業を中心に県内第3位の事業所数を有し、製造・物流関連の事業用自動車の交通量が多くなっています。

また、本市全体が平坦な地形であることから、誰もが気軽に乗れて環境にもやさしい自転車の利用が多い状況にあります。それに伴い、人口1万人あたりの自転車の関係する交通事故死傷者数が県内市町村の中で平成24年から4年連続ワースト1位であったことから、「八潮市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を平成28年4月1日に施行し、自転車の交通事故防止対策に重点を置いて取り組んでいるところです。

市内で発生した交通事故の統計を見ると、交通事故死者数は昭和46年の12人をピークに令和2年は5人という状況であり、人身交通事故の発生件数は、つくばエクスプレスが開通した平成17年が848件で、その後増減を繰り返しながら令和2年には239件まで減少しました。交通事故の特徴としましては、国や埼玉県と同様に高齢化の進展に伴い高齢者の占める割合が高くなっています。

また、自転車の関係する交通事故死傷者数は、平成28年の143人から令和2年には83人まで減少しているものの、人口1万人あたりの自転車の関係する交通事故死傷者数は県内市町村の中でワースト5位で、依然として高い水準となっており、交通ルールやマナーを守らない危険な運転が事故の要因の一つとして挙げられています。

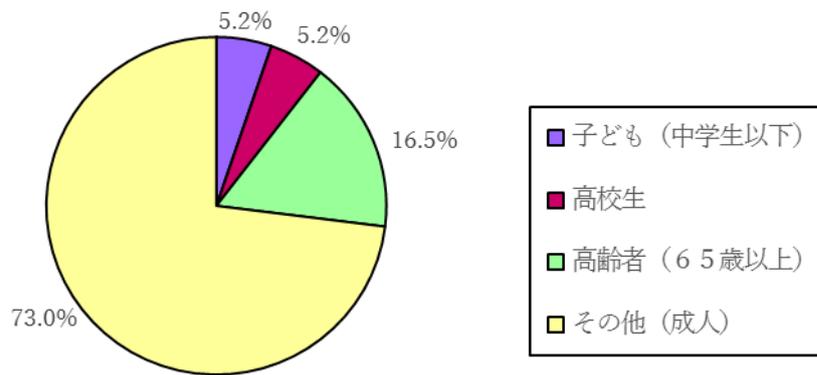
### 八潮市内交通事故発生件数・死者数

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発生件数(人身)	3 6 7 件	3 4 3 件	2 8 2 件	2 3 9 件
死者数	3 人	3 人	2 人	5 人

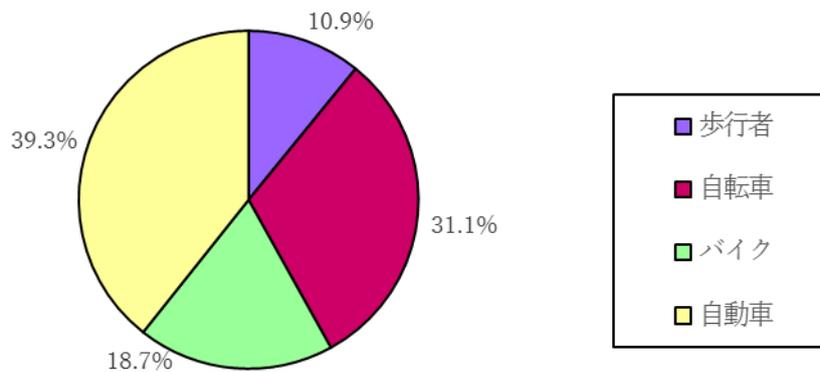
※高速隊を除く

### 八潮市内交通事故死傷者状況 (R2)

年齢構成別



性質別



### 3 第11次八潮市交通安全計画の目標

本市では、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「第5次八潮市総合計画」において、「共生・協働」と「安全・安心」をまちづくりの基本理念に、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を将来都市像として位置づけ、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進しています。

#### (1) 事故件数

令和7年までに年間の人身交通事故件数（高速隊の分を除く）を200件以下とし、自転車の関係する交通事故死傷者数は70人以下とします。

#### (2) 死者数

年間の交通事故死者数を0人とします。

### 4 交通安全対策の重点

高齢化の進展に伴い高齢者が関係する交通事故が後を絶たない状況と、全国的に児童・生徒が通学中に交通事故に巻き込まれる悲惨な状況を踏まえて、交通安全教室の充実や通学路の整備を推進します。

また、自転車の危険運転やマナーの悪さ、さらには自転車運転者が加害者となって高額な賠償金が請求されるケースが社会問題となっていることを踏まえて、交通安全教室や交通安全運動を通じて交通ルールの遵守と自転車運転マナーの向上に努めます。

## **(1) 子どもと高齢者の交通安全対策**

①子どもの交通事故を防止するため、幼児や児童を対象とした交通安全教室において交通ルールの大切さを教えるとともに、通学時における見守り活動を通して正しい交通マナーの実践を習慣づけるよう啓発に努めます。

②高齢者の交通事故を防止するため、高齢者を対象とした交通安全教室等において、加齢に伴う自己の身体機能の変化を認識してもらうとともに、横断する際の一時停止と安全確認を習慣づけるよう啓発に努めます。

また、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を防止若しくは被害を軽減させるため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車（「セーフティ・サポートカー（サポカー）」<sup>※</sup>「セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」）の普及促進に努めます。

## **(2) 自転車の交通安全対策**

交通ルールを正しく理解し、自転車の正しい乗り方を身につけてもらうため、交通安全教育を推進します。また、自転車を運転するときは、傘さし、携帯電話やスマートフォン、ヘッドホン等の使用はやめるよう指導するとともに、交差点では必ず止まり安全確認をして通行するよう啓発に努めます。

なお、平成30年4月1日に施行された「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」において、自転車損害賠償保険の加入が義務化されたことから、保険の加入を促進します。

## 5 計画の推進体制

効率的かつ効果的に交通安全対策を実施するため、埼玉県、警察、道路管理者、学校、交通安全関係団体及び市民等の役割を明確にするとともに、相互の理解と連携のもと協働して取り組みます。

### (1) 行政機関

本計画に基づき市、交通管理者である埼玉県公安委員会や警察、道路管理者である国や埼玉県、さらには市内の小中学校や高校等は、相互の連携を図り効果的で実効性の高い交通事故防止対策に取り組みます。

### (2) 交通関係団体

本計画に基づき八潮市交通指導員連絡協議会、八潮市交通安全母の会、草加地区交通安全協会をはじめとする交通安全関係団体や町会自治会、PTAなどの地域ボランティア等は、市や警察等と連携協力して交通安全思想の普及啓発に取り組みます。

### (3) 市民等

本計画に基づき市民等は、交通事故に遭わない又は起こさないために、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するとともに、日頃から家庭、地域、学校及び職場等において、交通安全に対する意識の醸成に努めます。

## 第2章 講じようとする施策

### ～ 施策の体系～



(8) その他の道路交通環境の整備

- ア 道路占用の適正化
- イ 路上遊戯の対策
- ウ 電線の地中化、電柱等の民地建柱化
- エ 屋外広告物の対策

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 交通安全教育の推進

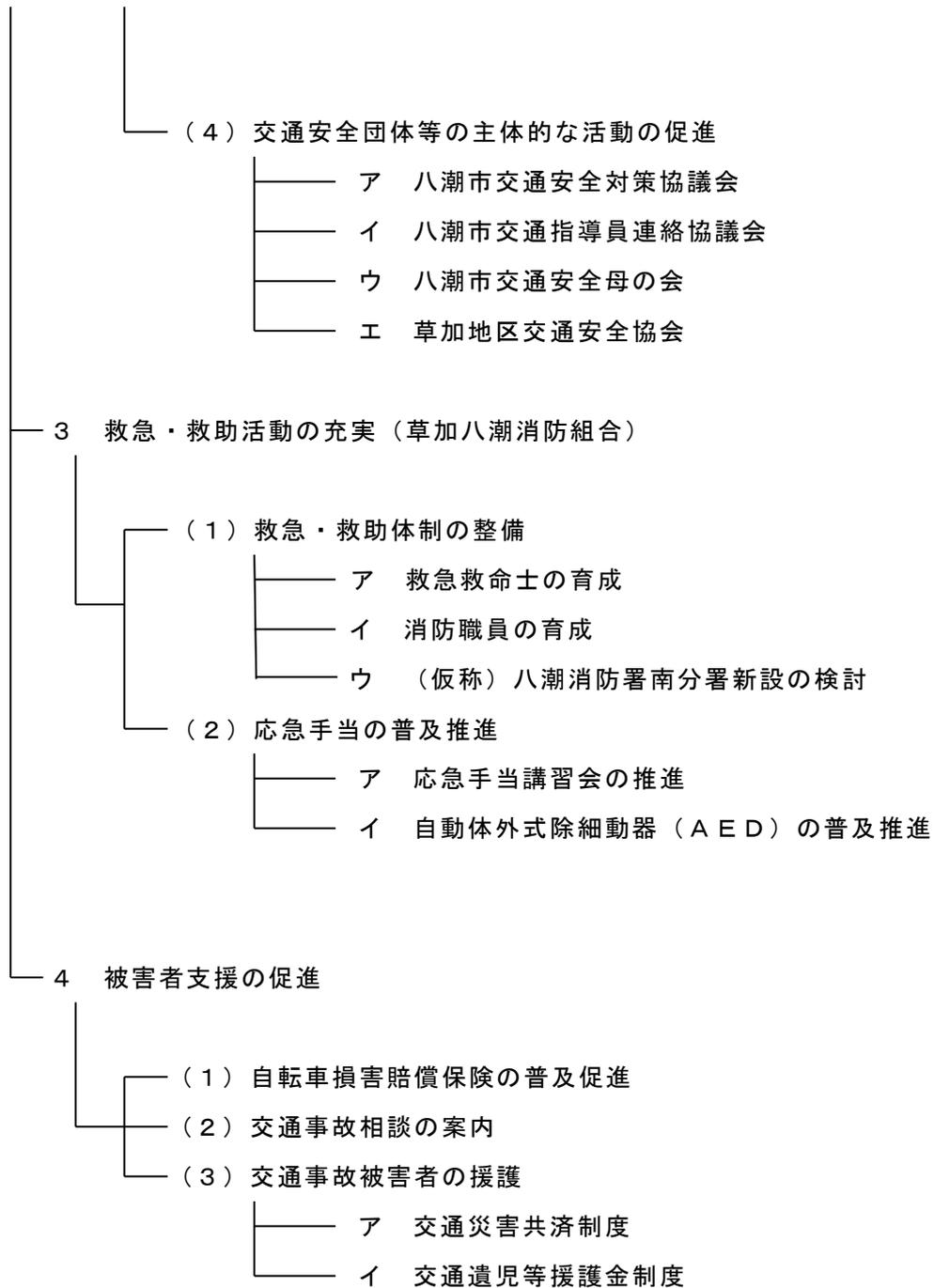
- ア 幼児に対する交通安全教育の推進
- イ 小学生に対する交通安全教育の推進
- ウ 中学生に対する交通安全教育の推進
- エ 高校生に対する交通安全教育の推進
- オ 成人等に対する交通安全教育の推進
- カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

(2) 自転車の安全利用の推進

- ア 自転車安全利用の徹底
- イ 自転車用ヘルメットの着用
- ウ 自転車シミュレーターの活用
- エ 自転車運転免許制度の推進
- オ スケアード・ストレイト教育技法の活用

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ア 交通安全運動の実施
- イ シートベルト・チャイルドシートの着用
- ウ 飲酒運転の根絶
- エ 路上寝込みによる交通事故防止対策
- オ 危険ドラッグの対策
- カ 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策
- キ 運転免許自主返納制度の周知
- ク 交通安全大会の実施
- ケ サポカー・サポカーSの普及
- コ あおり運転の防止



## 1 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

自動車、自転車及び歩行者のそれぞれにとって安全で快適な道路交通環境を確保するため、通行区分の整備、段差の解消、駐車対策などを推進するとともに、併せて信号機や横断歩道などの交通規制、道路照明灯や道路反射鏡などの交通安全施設の整備を進めます。

また、交通渋滞対策や地球温暖化防止対策などの観点から、過度に依存した自家用乗用車を抑制するとともに、高齢者の移動手段の確保や高齢運転者の免許の返納などの観点から、公共交通機関の充実を図り利用を促進することによって適切な交通分担に努めます。

### (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

生活道路の安全を確保するため、生活道路と幹線道路の適切な機能分担に努めるとともに、ゾーン30<sup>※</sup>の区域規制を警察と協議し推進します。さらに、新たに整備される都市計画道路等については計画段階から、既存の道路については整備可能な箇所から、歩道や防護柵等の整備を推進します。

また、高齢者や障がいのある人が安全に外出することができるようにするため、「バリアフリー新法」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」、さらには「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」に基づき、歩道の拡幅、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備を推進します。

## **ア 歩行者の安全確保対策**

子どもや高齢者など全ての歩行者の安全を確保するため、交通事故の危険性が高い道路に対し、歩道や防護柵等の整備を推進します。

## **イ 通学路の整備**

通学路の安全を確保するため、学校、保護者、教育委員会等と連携して生活道路だけでなく、見通しの良い道路や抜け道等、車の速度が上がりにやすい箇所も点検し、危険な箇所が発見された場合には、警察や道路管理者等と連携して安全対策を推進します。

## **ウ ゾーン30の整備**

生活道路の安全を確保するため、警察と協議しながら最高速度30キロメートル毎時に区域規制するゾーン30の整備を推進します。

## **エ 歩道の整備**

高齢者や障がいのある人が安全に利用できる歩行空間を確保するため、歩道の拡幅や段差解消、ガードレール等の整備を推進します。

## **オ 誘導用ブロックの整備**

視覚障がいのある人の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共施設周辺の歩道及び新設される都市計画道路等に視覚障がい者誘導用ブロックの整備を推進します。

## **(2) 交通安全施設等の整備**

安全で快適な道路交通環境を確保するため、交通事故の発生又は発生の恐れがある箇所に対し、警察と協議しながら視認性に優れた道路標示や道路照明灯、道路反射鏡の整備を推進します。

### **ア 交差点の整備**

安全で快適な道路交通環境を確保するため、交通事故の危険性の高い箇所に対し、警察による道路診断などの交通事故分析に基づき、交差点改良や反射性が高く視認性に優れた道路標示等の整備を推進します。

### **イ 道路照明灯、道路反射鏡の整備**

安全で快適な道路交通環境を確保するため、交通事故の危険性の高い交差点や見通しの悪い屈曲部に対し、道路照明灯や道路反射鏡の整備を推進します。

## **(3) 効果的な交通規制の促進**

安全で快適な道路交通環境を確保するため、交通事故の発生、又は発生の恐れがある箇所に対し、交通規制標識、信号機、横断歩道等の設置について、地元警察署を通じて埼玉県公安委員会へ要望します。

#### ア 信号機、横断歩道の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、交通事故の危険性の高い交差点等への信号機や横断歩道の設置を警察等に要望します。

#### イ 道路標識の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、「見やすく、わかりやすい」高輝度化標識の設置を警察等に要望します。

#### (4) 自転車利用環境の整備

自転車が安全・安心で快適な暮らしを支える身近な移動手段として重要な役割を担っている状況を踏まえ、自転車歩行者道<sup>※</sup>や自転車レーン<sup>※</sup>の整備、さらには、自転車ネットワーク<sup>※</sup>の計画策定について関係機関と協議しながら検討します。また、八潮駅周辺の自転車等駐車場の整備を促進し放置自転車対策に努めます。

#### ア 自転車ネットワーク計画

安全な自転車の利用を促進するため、国のガイドラインに沿って自転車ネットワーク計画の策定を関係機関と協議しながら検討します。

#### イ 自転車通行空間の整備

自転車が安全で快適に道路を走行できるようにするため、警察や道路管理者と協議しながら自転車通行環境の整備を促進します。

## ウ 自転車等駐車場の管理

自転車の利便性向上を図るため、八潮駅周辺の自転車等駐車場の整備を促進するとともに、主要なバス停留所に隣接している自転車等駐車場の適切な管理に努めます。

## エ 路上放置自転車の対策

安全で快適な道路交通環境を確保するため、歩行者等の通行を妨げ交通事故の発生要因となる路上放置自転車等の移動・撤去を推進します。

### (5) 交通需要マネジメントの促進

交通事故の発生要因となる交通渋滞の解消や高齢者等の移動手段を確保するため、「八潮市地域公共交通計画」に基づき、路線バス等を中心とした公共交通の充実を図り、過度に依存した自家用乗用車の利用からの転換を促進します。

## ア バスの利便性向上

バスの利便性向上を図るため、利用状況や道路環境などを総合的に判断し、「八潮市地域公共交通計画」に基づき、ルートやダイヤを見直します。また必要に応じて、バス事業者に要望します。

## イ バス停留所の環境整備

安全で快適にバスを利用できるようにするため、バス停留所の上屋な

どの環境整備をバス事業者に要望します。

#### ウ ノンステップバス<sup>※</sup>の導入促進

高齢者や障がいのある人等が安全で快適にバスを利用できるようにするため、ノンステップバスを購入するバス事業者に対し、購入費の一部を補助しノンステップバスの導入を促進します。

#### (6) 災害に備えた道路交通環境の整備

豪雨、地震等の災害が発生した場合には、迂回路など生活道路を確保するとともに、交通の混乱が生じないように交通規制などの対策を関係機関に要請します。

#### (7) 総合的な駐車対策の促進

安全で快適な道路交通環境を確保するため、条例に基づいて開発事業者に必要な台数の駐車場を整備させるとともに、路上放置自動車の速やかな移動・撤去を推進します。

#### ア 駐車場の整備

交通事故の発生要因となる路上駐車をなくすため、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づき、開発事業者に対し必要な台数の駐車場の整備を徹底します。

## イ 路上放置自動車の対策

路上放置自動車を速やかに移動するよう所有者等に警告するとともに、所有者等が不明な自動車については、八潮市放置自動車廃物判定委員会に諮り適切な処理を推進します。

### (8) その他の道路交通環境の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、適正な道路占用許可や子どもの路上遊戯の防止に努めるとともに、関係機関と連携して電柱等の適正な設置を促進します。

## ア 道路占用の適正化

道路占用の許可にあたっては、道路の機能及び秩序に配慮します。また、道路交通環境の障害となる不法占用物件等の対策を推進します。

## イ 路上遊戯の対策

子どもの路上遊戯による交通事故を防止するため、小学校の校庭を開放するなど必要な措置について学校等と協議し遊び場等の確保に努めます。

## ウ 電線の地中化、電柱等の民地建柱化

都市景観や防災対策に配慮し、電線の地中化を計画的に整備するとともに、安全で快適な道路交通環境を確保するため、関係機関と連携して電柱等の民地建柱を促進します。

## エ 屋外広告物の対策

歩行者と自転車の安全な通行及び運転者の見通しを確保するため、道路脇や店舗等の出入口付近に広告旗等を設置しないよう、関係機関等と連携して適正な箇所への設置や管理を指導します。

## 2 交通安全思想の普及徹底

交通安全の基本は、人命尊重の理念のもと市民一人ひとりが交通安全を自らの課題として捉え、自覚と責任を持って行動することにあります。

そのためには、学校や職場など様々な場面に応じた交通安全教育を実施し、特に高齢者に対しては、地域の交通情勢に応じた交通安全教育を推進します。

また、自転車の交通事故を防止するため、交通ルールの遵守、早めのライトの点灯や反射材<sup>※</sup>の装着、さらには、事故に遭った場合の被害を軽減するための自転車用ヘルメットの着用を促進します。

### (1) 交通安全教育の推進

交通安全の基本は、一人ひとりが交通ルールと正しい交通マナーを身につけ実践することにあります。そのため、幼児、児童、生徒、成人及び高齢者等に対し、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

#### ア 幼児に対する交通安全教育の推進

(ア) 交通ルールと正しい交通マナーを知ってもらうため、保育所、認定こども園及び幼稚園等と連携して、ビデオ視聴や警察官による講話を用いた交通安全教育を推進します。

(イ) 道路の正しい渡り方を覚えてもらうため、模擬交差点等を用いた体験学習を推進します。

## イ 小学生に対する交通安全教育の推進

(ア) 交通ルールと正しい交通マナーを理解してもらうため、市内の全小学校で交通安全教室を実施します。

(イ) 低学年を対象に、道路の正しい渡り方を身につけてもらうため、模擬交差点等を用いて横断してもらう体験学習を推進します。

(ウ) 中・高学年を対象に、自転車の正しい乗り方を身につけてもらうため、模擬交差点等を用いて自転車で走行してもらう体験学習を推進します。

(エ) 「埼玉県子ども自転車運転免許制度」<sup>※</sup>を全ての小学校で3年生又は4年生を対象に実施します。

## ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

(ア) 自転車の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を徹底します。

(イ) 自転車の危険な運転は、交通事故の加害者になる可能性があることを教え、無謀な運転の防止に努めます。

(ウ) スタントマンが自転車の危険運転を実演しながら交通事故を再現し、その恐怖や悲惨さを体験することで自己の運転を見直すきっかけにするスケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室の実施に努めます。

## エ 高校生に対する交通安全教育の推進

- (ア) 交通ルールや正しい交通マナーを習得させ、社会の一員である自覚を促します。
- (イ) 多感な時期に起こりやすい自己中心的な交通行動は、時には他人を傷つけてしまう危険があることを指導します。

## オ 成人等に対する交通安全教育の推進

- (ア) 若者の交通事故の実態や交通事故加害者としての実態の周知に重点を置いて、若者が参加・理解しやすい効果的な交通安全教育を警察などの関係機関等と連携して推進します。
- (イ) 安全運転確保の観点から、免許取得時や更新時の講習の重要性や事業者による安全運転管理の必要性について周知します。
- (ウ) 福祉施設と連携して交通安全に必要な技能及び知識を習得するため、障がいの種類や程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進します。

## カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

- (ア) 老人福祉センター等と連携して、交通事故の危険性を認識してもらうため、交通安全母の会の寸劇やビデオ視聴、さらには警察官による講話を用いた交通安全教育を推進します。
- (イ) 高齢者に対する自己の運動能力や身体機能の変化を的確に認識してもらうため、警察、関係機関及び自動車教習所と連携して体験学

習を実施します。

(ウ) 交通事故から身を守るため、啓発チラシと合わせて反射材などの交通安全グッズを提供します。

## (2) 自転車の安全利用の推進

平成28年4月1日に施行した「八潮市自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、交通ルールの遵守や正しい運転マナーの徹底を図るとともに、自転車の安全な利用に資する各種事業を推進します。また、社会問題となっている高齢者の交通事故の防止対策に取り組みます。

### ア 自転車安全利用の徹底

(ア) 自転車安全利用五則（①原則車道通行、②車道は左側通行、③歩道は歩行者優先、④交通ルールの遵守、⑤子どもはヘルメット着用）の普及・浸透に努めます。

(イ) 携帯電話、スマートフォンを使用しながら自転車を運転しないよう啓発に努めます。

(ウ) ヘッドホン等で音楽等を聴きながら自転車を運転しないよう啓発に努めます。

(エ) 傘をさしながら自転車を運転しないよう啓発に努めます。

### イ 自転車用ヘルメットの着用

自転車事故における頭部損傷の軽減に有効なヘルメットの着用を促進

するため、子どもと高齢者に対しヘルメットの購入費の一部を補助します。

#### ウ 自転車シミュレーターの活用

交通ルールと正しい自転車の乗り方を理解してもらうため、警察と連携して、子どもや高齢者などの人が多く集まる場所で自転車シミュレーターを用いて自転車の安全利用を推進します。

#### エ 自転車運転免許制度の推進

子どもや高齢者に対し、「自転車運転免許制度」を用いて自転車の正しい乗り方を指導しながら安全な利用を推進します。

#### オ スケアード・ストレイト教育技法の活用

スタントマンが自転車の危険運転を実演しながら交通事故を再現し、その恐怖や悲惨さを体験することで自己の運転を見直すきっかけにするスケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教育を推進します。

### (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、シートベルト、チャイルドシートの着用徹底、飲酒運転の根絶などを推進します。また、埼玉県、警察、交通関係団体等と連携して交通安全思想の普及啓発に努めます。

## ア 交通安全運動の実施

- (ア) 春と秋の全国交通安全運動に合わせて開催される出発式を通して交通安全思想の普及に努めます。
- (イ) 各季の交通安全運動期間中に、八潮市交通安全対策協議会及び警察と連携して街頭キャンペーンを実施し交通安全思想の普及促進に努めます。
- (ウ) 交通安全運動を周知するため、広報車を用いて市内を巡回するとともに、市内大型店舗の協力を得てポスター掲示や店内放送を実施し、広報活動に努めます。

## イ シートベルト・チャイルドシートの着用

交通事故の衝撃を軽減するのに効果を発揮するシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。

## ウ 飲酒運転の根絶

悪質な飲酒運転による交通事故が、依然として後を絶たない状況を踏まえ「しない、させない、ゆるさない」を合い言葉に飲酒運転根絶に努めます。

## エ 路上寝込みによる交通事故防止対策

飲酒後に、路上で寝込んでしまい、交通事故が発生する事案が発生していることから、路上寝込み等の危険性を周知するとともに、そのよう

な行為を見かけたら、安全な場所に移動させ、警察に通報するよう周知いたします。

#### オ 危険ドラッグ<sup>※</sup>の対策

危険ドラッグを吸引して自動車を運転し、交通事故を引き起こす事件が多発したことを受け、危険性の高い薬物であることを周知するとともに絶対に使用しないよう啓発に努めます。

#### カ 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策

夕暮れ時や夜間の交通事故が多いことから、早めにライトを点灯するよう啓発に努めます。また、外出時には明るい服の着用と反射材の装着を促進します。

#### キ 運転免許自主返納制度の周知

高齢運転者が運転操作等の誤りで交通事故を起こしたり、歩行中や自転車乗用中に交通事故に遭ったりしないようにするため、加齢に伴う身体機能の変化や認知症等に関する情報を提供し啓発に努めます。また、高齢者のいる家族等に対しては、高齢運転者の交通事故の危険性を周知し、運転免許の自主返納について検討を促します。

#### ク 交通安全大会の実施

草加市等と合同で交通安全大会を開催し、交通功労者、優良運転者及

び交通安全ポスター等優秀作品の表彰を行い、交通安全に対する意識の醸成を図ります。

## ケ サポカー・サポカーSの普及

高齢運転者を含めた全ての自動車運転者による交通事故防止・被害軽減対策のため、自動ブレーキなどを備えた「サポカー・サポカーS」の国の補助金制度と併せて普及啓発に努めます。

## コ あおり運転の防止

令和2年6月30日に「道路交通法」が改正され、妨害運転罪が創設されました。これにより社会的な問題となっている特定の車両に対する威嚇行為や嫌がらせをするいわゆる「あおり運転」が犯罪となりました。これらの状況を踏まえ、運転者に対して、あおり運転の危険性を周知し、防止に努めるとともに、自己防衛として、ドライブレコーダーの普及促進に努めます。



#### **(4) 交通安全団体等の主体的な活動の促進**

交通安全に取り組む団体に対し、必要な情報や資料の提供と交通安全活動の援助等を実施しながら主体的な取り組みを支援し交通事故の防止に取り組めます。

##### **ア 八潮市交通安全対策協議会**

(ア) 交通安全関係団体で構成される八潮市交通安全対策協議会において、各季の交通安全運動実施要綱を策定します。

(イ) 交通安全運動実施要綱に基づき、市や警察と連携して各種事業を実施し、交通安全思想の普及啓発に努めます。

##### **イ 八潮市交通指導員連絡協議会**

(ア) 小学校や保護者と連携して児童・生徒の安全を確保するため、登下校時の見守り活動を通して交通安全指導を行います。

(イ) 小学校で実施する交通安全教室において、市や警察と連携して児童の交通安全指導を行います。

(ウ) イベント等において、市や警察と連携して交通安全思想の普及啓発に努めます。

## ウ 八潮市交通安全母の会

- (ア) 「交通安全は家庭から」を合い言葉に交通安全思想の普及啓発に努めます。
- (イ) 幼稚園で実施する交通安全教室において、市や警察と連携して園児の交通安全指導を行います。
- (ウ) 老人福祉センター等で実施する交通安全教室において、身近な事例を題材とした寸劇を通して交通安全思想の普及啓発に努めます。
- (エ) 高齢者のいる家庭を訪問し交通安全思想の普及啓発に努めます。
- (オ) イベント等において、市や警察と連携して交通安全思想の普及啓発に努めます。

## エ 草加地区交通安全協会

- (ア) 各季に実施される交通安全運動期間中に、市や警察と連携して交通安全の指導及び普及啓発に努めます。
- (イ) 子どもの安全を確保するため主要な交差点や通学路において見守り活動や見守りを行います。
- (ウ) イベント等において、市や警察と連携して交通安全思想の普及啓発に努めます。

### 3 救急・救助体制の充実（草加八潮消防組合）

交通事故による負傷者の救命を主眼に置き、被害を最小限にとどめるため、地域の医療機関と連携して、救急・救助活動の推進を図るとともに、救命率の向上のため、市民による一刻も早い応急手当が実施できるよう、自動体外式除細動器（A E D）<sup>※</sup>の整備や応急手当講習会の開催等により、市民による一刻も早い応急手当が施せるよう、救急・救助体制の充実を図ります。

#### （1）救急・救助体制の整備

複雑・多様化する交通事故への救急・救助活動を迅速かつ的確に実施するため、隊員の能力向上を図るとともに救急・救助体制の整備を推進します。

#### ア 救急救命士の育成

病院前救護を担う救急救命士を計画的に養成するとともに、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液等の特定行為を行える認定救急救命士の育成を推進します。

#### イ 消防職員の育成

消防職員の救急・救助活動に関する知識・技術等の向上を図るため、消防学校及び消防大学校への派遣を推進します。

## ウ （仮称）八潮消防署南分署新設の検討

救急・救助体制の強化を図るため、市の南部地域に（仮称）八潮消防署南分署の新設を検討します。

### （２）応急手当の普及促進

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるには、事故現場に居合わせた市民による適切な応急手当が必要なため、応急手当講習会の開催を推進します。

#### ア 応急手当講習会の開催

自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた心肺蘇生法、包帯法、止血法等について、気軽に参加可能な応急手当講習会の開催を推進します。

#### イ 自動体外式除細動器（AED）の普及促進

突然の心肺機能停止に迅速かつ的確に対応し、救命率の向上を図るため、自動体外式除細動器（AED）の普及を推進します。



## 4 被害者支援の促進

自転車の交通事故による被害者の救済の充実を図るため、自転車損害賠償保険の周知と合わせて加入の促進を図ります。また、交通事故の被害者は、肉体的、精神的及び経済的被害を受けたうえに、交通事故に関する知識や情報が十分でないことから、保険などの手続きに戸惑い悩まされます。このようなことから、被害者等の負担を少しでも軽減するため、埼玉県 of 交通事故相談所や交通災害共済制度の情報提供に努めます。

### (1) 自転車損害賠償保険の普及促進

自転車の利用者が加害者となったケースで、高額な損害賠償金を命じる判例がでていることから、自転車損害賠償保険の重要性を周知します。また、自転車損害賠償保険の認知度が低く加入が十分でない状況にあることから、自転車シミュレーターを活用した交通安全教室等を利用して、自転車損害賠償保険について相談できる窓口を設置するなど、自転車損害賠償保険の種類や自動車保険及び火災保険の特約条項の確認等を周知しながら加入を促進します。

### (2) 交通事故相談の案内

交通事故に関する事故処理や示談交渉などについて、その相談内容に応じて埼玉県の交通事故相談所や東部地域振興センターの交通事故相談窓口を案内します。

### **(3) 交通事故被害者の援護**

交通事故の被害者やその家族に対する経済的負担の軽減を図るため、互いに助け合う交通災害共済や交通遺児に対する援護金給付の制度の周知に努めます。

#### **ア 交通災害共済制度**

会費によって相互扶助する交通災害共済制度を広く市民に周知し加入を促進します。

#### **イ 交通遺児等援護金制度**

埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児等に対する援護金給付制度の周知に努めます。

【用語解説】

	用語	説明	掲載 ページ
力行	危険ドラッグ	一般に覚醒剤や大麻などの違法薬物とよく似た成分を含むドラッグのこと	28
サ行	サポカー	「セーフティ・サポートカー（サポカー）」とは自動ブレーキを搭載した、すべての運転者に推奨する自動車のこと	9 29
	サポカーS	「セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車のこと	9 29
	自転車運転免許制度	自転車の安全教育を推進し、交通安全法令遵守の意識を醸成するため、自転車に関する学科試験や機能試験を実施し、合格者には自転車運転免許を交付する制度のこと	23 26
	自転車シミュレーター	道路上でおこる様々な交通状況を映像でリアルに再現し、疑似体験しながら交通ルールや危険予測・回避トレーニングを実践的に学習することができる自転車機器のこと	1 26
	自転車ネットワーク	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備するため路線を選定すること	17

サ行	自転車歩行者道	専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路のこと	1 7
	自転車レーン	車道左側に設けられた自転車専用の車線で、青色塗装や白色区画線、「自転車ナビマーク」により自転車の走行場所と進行方向が示されたところ	1 7
	自動体外式除細動器（AED）	正常な血液を送れなくなった状態（心室細動など）の心臓に対して、電気ショックを与えて、心臓を正常な状態に戻すための医療機器のこと	3 2 3 3
	スケアード・ストリート教育技法	「恐怖を直視させる」という意味で、スタントマンが交通事故を再現し衝撃や怖さを実感させて、交通ルールの大切さを学ぶ教育技法のこと	1 2 3 2 6
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせて講じる対策のこと	1 4 1 5

タ行	地域公共交通計画	公共交通のマスタープランで、地域の実情に即した持続可能な公共交通についてとりまとめた計画のこと	18
ナ行	ノンステップバス	路面と床面との段差が小さく、車内段差を僅少にしたバスのこと	19
ハ行	反射材	車のヘッドライトの光が当たるとそのまま車に向かって反射する素材でできているもの	22 25 28



第 1 1 次八潮市交通安全計画 令和 4 年 3 月策定

八潮市生活安全部交通防犯課

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目 2 番地 1

T E L 048-996-2111 (代表)

F A X 048-995-7367

E-mail [kotsubohan@city.yashio.lg.jp](mailto:kotsubohan@city.yashio.lg.jp)